

投資家の関心の高まりと
NGOによる格付けの動き

連載の最終回となる今回は、
金融機関による人権尊重に係る
取り組みを促進する観点から業
界団体やNGOの取り組み例を
紹介し、日本の金融機関が「ビ
ジネスと人権、求められるリスク管理

投資家と人権」の取り組みを積
極化することの意義について、
筆者の考えを整理する。

投資判断のプロセスにESG
の観点を取り入れることに賛同
する投資家の集まりである国連
責任投資原則（PRI）は、投
資判断を行う際に人権要素を勘
案することを推奨している。P
RIは、2022年末に新たな
スチュワードシップ・イニシア
チブである「Advance」
を立ち上げ、人権リスクの潜在
的影響が大きいとされる三つの
セクターおよびグローバル企業
40社を特定し、集団的なエンゲ
ージメントを開始。今年6月に
は、投資家向けの人権デューデ
リジェンスガイドを発行す
るなど、投資家の取り組みを支
援する新たな施策を次々と打ち
出している。

投資家の関心の高まりという
機会を捉え、金融機関の人権尊
重促進に取り組むNGOが格付
けを実施する動きも広がってい
る。グローバルに活動する50行
(日本からはメガバンクなど4
行)を対象に、国連の指導原則
の充足状況を調査・公表するバ
ンクトラックの格付けは、市場
関係者の注目度が高い(図表)。
バンクトラックは国際機関や金
融機関に対する意見表明を積極
的に行うなど、金融機関におけ
る指導原則の実践に影響力を及
ぼす主体となってきた。このほか、ワールド・ベンチ

マーキング・アライアンスは22
年、世界400社(日本からは
26社)の金融機関を対象に、人
権を含むSDGs全般の取り組
み状況の格付けを実施した。人
権尊重の取り組みにおける对外
開示を行う金融機関からは、こ
れらの格付けを意識していると
の声が聞かれるようになってき
ており、今後格付けの対象が拡
大していく可能性もある。

投資家やNGOの動きと軌を
一にして、金融機関が協力して
指導原則の実践に取り組む動き
も見られる。欧州では一部の大
規模行が、銀行業務において指
導原則を実践するための知識と
経験の共有を目的とする非公式
グループ「Thun Group」を立ち上げ、議論の成果を
ディスカッショングループとして
公表するなど、NGOや国際
機関と積極的に対話している。

日本でも人権尊重に対する社
会的関心の高まりを踏まえ、生
命保険協会は23年、生命保険事
業において求められる人権尊重

連載

ビジネスと人権、 求められるリスク管理

⑧ 金融機関が「ビジネスと人権」の 課題に取り組む意義

ディレクター
三尾 仁志

PwCコンサルティング
パートナー
永野 隆一

業界団体の取り組み 対話の事例

マーキング・アライアンスは22
年、世界400社(日本からは
26社)の金融機関を対象に、人
権を含むSDGs全般の取り組
み状況の格付けを実施した。人
権尊重の取り組みにおける对外
開示を行う金融機関からは、こ
れらの格付けを意識していると
の声が聞かれるようになってき
ており、今後格付けの対象が拡
大していく可能性もある。

[図表] バンクトラックによる銀行の人権尊重取り組み格付けの評価項目

・人権方針を策定しているか	企業の人権尊重に係る取り組み普遍的な正解は存在せず、個々の金融機関は最終的には自らの判断で、事業活動が人権に
・人権方針は、銀行の最上位で承認されているか	に踏まえつつ、個々の金融機関のリソースに制約があるな
・方針・規程類には、業務、商品、サービスの提供に関する従業員、ビジネス・パートナー、その他の関係者に対する人権尊重取り組みの期待値が明記されているか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し
・人権デューデリジェンスの実施方法を開示しているか	機関のリソースに制約があるな
・人権への影響を特定・評価するプロセスで、影響を受ける可能性のあるグループやその他の関連するステークホルダーとの有意義な協議がどう行われているかを開示しているか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し
・社内の役割や責任を明確化できているか	機関のリソースに制約があるな
・人権への負の影響を引き起こしたか、または助長したかを評価するプロセスがあるか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し
・対応の有効性を追跡検証しているか	機関のリソースに制約があるな
・人権への影響にどのように対処しているかを正式に对外開示しているか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し
・对外開示を通じ、特定の人権への影響の対応の適切性を評価するのに十分な情報を提供しているか	機関のリソースに制約があるな
・对外開示には、人権への悪影響をどのように特定し、対処しているかを示す指標が含まれているか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し
・自行が引き起こした、または助長した悪影響の救済を提供しているか。または救済の提供に協力しているか	機関のリソースに制約があるな
・救済メカニズムを確立しているか。またはそれに参加しているか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し
・救済メカニズムは指導原則の実効性要件を充足しているか	機関のリソースに制約があるな
・投融資に関連した人権への悪影響の申し立てに対し、十分詳細な反応を開示しているか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し
・悪影響解決に向け、投融資先の企業にエンゲージするなど適切な措置を講じているか	機関のリソースに制約があるな
・少なくとも1年前に提起された影響については、銀行は顧客または投資先企業が講じた措置を監視し、エンゲージメントプロセスを評価しているか。または、銀行が自ら講じた措置がライツホルダーに与える影響をモニタリングしているか	か、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し

(出所) 「The BankTrack Global Human Rights Benchmark 2022」をもとに筆者作成。

の取り組みを実務担当者向けに解説した「生命保険会社における人権対応ハンドブック」を作成、公表した。

与える負の影響の特定・防止・軽減に努める義務がある。そのことを踏まえつつ、個々の金融機関のリソースに制約があるなか、時代とともに変化する多様な人権課題に向き合つて、いためには、業態ごとの事業特性を念頭に、関係者で知見を共有し

つつ、外部の専門家と対話を深めていくことが有益だと考えられる。

人権を尊重し、労働・社会環境をより包摂的に

投資家等の関心の高まりや、政府の取り組みに呼応し、金融機関が人権デューデリジェンスや救済メカニズムの運用を定着させていくようになると、多くの金融機関にとっての重要課題

である少子高齢化問題にもプラスの影響が表れると考えられる。出生率が低下し続ける日本では、女性の労働参加率の上昇や、外国人労働者の増加が労働力の減少を下支えしている。

もともと、このトレンドが今後も継続すると想定するのは楽観的だろう。例えば、22年の世界経済フォーラムの「経済活動への参画と機会」に関するジエンダーレギヤップの調査によると、日本の評価は極めて低い（14

6カ国中121位）。労働市場におけるジエンダーレギヤップの調査によると、日本の評価は極めて低い（14

6カ国中121位）。労働市場におけるジエンダーレギヤップの調査によると、日本の評価は極めて低い（14

授は受賞記者会見で、日本における労働時間の男女格差に言及し、ジェンダーレギヤップを解消する取り組みの重要性を指摘している。

また、大妻女子大学の翁邦雄

特任教授は、戦後外国人労働者の受け入れを積極化し、多文化社会の構築を目指したドイツが苦闘している現状を踏まえ、「外国人労働者の増加が、将来、強い社会的軋轢をもたらさないよう、受け入れの拡大に見合う包摂体制を構築する、ないしは構築できる範囲内で受け入れをコントロールしていくことが重要である」旨を説いている。

ジエンダーや家族の在り方、

移民の受け入れは、国民全体での検討を要する大きなテーマである。そして企業の人権尊重に係る取り組みの促進は、海外の目を意識した「他人事」では決してない。労働・社会環境がより包摂的になることを通じ、少子高齢化問題の改善にもインパクトをもたらし得る「自分事」であるとの認識が、金融機関にも広がっていくことが期待される。

